

藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について  
藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市執行機関の附属機関に関する条例（昭和33年藤沢市条例第3号）の一部  
を次のように改正する。

別表市長の項中

藤沢市総合計画審議会	本市の総合計画について審議すること。	を
藤沢市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に基づく調査	に

改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市新総合計画を廃止することに伴い本市の総合計画について審議をする藤沢市総合計画審議会を廃止し、及びいじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づく調査を行う機関として藤沢市いじめ問題再調査委員会を新たに設置する必要がある。